

重要事項説明書

(指定訪問看護・介護予防訪問看護)

1 事業者概要

事業者の名称 株式会社えおらケア
法人代表者氏名 代表取締役 佐瀬 裕之
法人所在地 神奈川県相模原市南区相模大野 8-3-3 センチュリーKIビル 402 号室
電話番号 042-705-1641 (FAX 042-705-1646)
設立年月日 平成 30 年 10 月 17 日

2 事業所概要

事業所の名称 えおら訪問看護ステーション
事業所の住所 神奈川県相模原市南区相模大野 8-3-3 センチュリーKIビル 402 号室
営業日 月曜日から金曜日 (休日: 土曜、日曜、祝祭日、12/30~1/3)
営業時間 午前 9 時 00 分から午後 17 時 30 分
電話番号 042-705-1641 (FAX 042-705-1646)
指定事業所番号 1462690733 号 (平成 31 年 1 月 1 日指定)

介護保険ご利用の方は当該地域内では交通費はサービス料金に含まれています。

地域外でのサービスにおいては料金表に定めている交通費がかかります。(料金表参照)

3 事業所の責任者

管理者氏名 佐瀬 庄吾 (正看護師 えおら訪問看護ステーション看護師兼務)

4 事業実施地域

えおら訪問看護ステーションが通常業務を実施する地域

通常の事業の実施地域は、相模原市南区、町田市、川崎市麻生区、大和市の一部(中央林間地区、つきみ野地区、中央林間西地区、林間地区、下鶴間地区、南林間地区、西鶴間地区、鶴間地区)、座間市の一部(相模が丘地区)

5 事業の目的及び運営方針

(1) 目的

この規定は、株式会社えおらケアが設置する えおら訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)の 職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の提供を確保することを目的とする。

(2) 運営方針

- 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅医療ができるよう努めなければならない。
- 2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
- 3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣のほかの保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。
- 4 ステーションは、この事業の運営にあたっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- 5 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護師等」という。)によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

職種	従事する業務内容	人員			
		常勤	非常勤	計	常勤換算
管理者	職員及び施設管理業務	1 名		1 名	
看護師	サービス利用受付 訪問看護計画作成 訪問看護サービス提供	3 名	0 名	3 名	3 名
准看護師		0 名	0 名	0 名	
理学療法士		3 名	0 名	1 名	
作業療法士		0 名	0 名	0 名	
言語聴覚士		0 名	0 名	0 名	
事務職員	請求業務、電話対応、連絡業務	1 名	0 名	1 名	1 名

7 サービス内容

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

8 訪問看護の提供方法

- (1) サービスの提供の申込み、依頼、ご相談
お申し込み後、弊社職員が事前にお伺いをしてご説明します。ご利用者様が主治医に訪問看護の利用の意思を申し出て、利用する訪問看護ステーションに交付した訪問看護指示書と訪問看護計画書作成と同時に契約を結んだ後、訪問看護サービスの提供を開始します。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員にご相談ください。
- (2) 重要事項の説明・サービス提供のご契約・ご利用者様の状態を把握（評価）
ご利用に関わる重要事項の説明をし、ご了承を頂いてからご契約を交わさせていただきます。また指示書の内容、ご利用者様の状態を把握しご希望を伺います。
- (3) 訪問看護計画の作成、同意・交付
居宅サービス計画書（ケアプラン）を基に訪問看護計画を作成し、同意を得て、交付します。
- (4) 訪問看護サービスの提供
訪問看護計画に沿ってサービスを提供致します。
- (5) サービスの終了
 - ①ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合
終了する日の 3 営業日前にご連絡ください。
 - ②当事業所の都合でサービスを終了する場合
やむを得ない事情により、当事業所からサービスを終了させていただく場合がございます。その場合は、終了日の 1 ヶ月前までに、文書または口頭でお知らせします。
 - ③自動終了（以下に該当する場合は、通知が無く自動的にサービスが終了します）
 - ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険の要介護認定区分が非該当（自立）となった場合。（医療保険の訪問看護可能）

- ・ ご利用者様が亡くなられた場合

④契約解除

- ・ 契約書に記載されているご利用者様の契約解除権の要件を満たしている時
- ・ 契約書に記載されている当事業所の契約解除権の要件を満たしている時

9 利用料金

(利用料等)

【介護保険による訪問看護】

① 利用対象者:介護保険認定を受けている**要介護**の被保険者 相模原市は1単位=10.84円

○看護師・保健師・准看護師による訪問（准看護師は下記単位数に90/100を乗じた単数で計算する）

	単位数	基本料金 (10割)	負担額(1割)	負担額(2割)	負担額(3割)
20分未満	314	3400円	340円	681円	1021円
30分未満	471	5110円	511円	1021円	1532円
30分以上1時間未満	823	8920円	892円	1784円	2676円
1時間以上1時間半未満	1128	12230円	1223円	2446円	3668円

○理学療法士等による訪問

1回(20分) (週に6回が限度となる)	294	3190円	319円	637円	956円
2回(40分)	588	6374円	637円	1275円	1912円
3回(60分)	794	8607円	861円	1721円	2582円

※1日に2回を超えて訪問を行った場合、上記単位数に90/100を乗じた単位数・料金となる。

○各種加算

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6	65円	7円	13円	20円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3	33円	3円	7円	10円
初回加算(Ⅰ)	350	3794円	379円	759円	1138円
初回加算(Ⅱ)	300	3252円	326円	651円	976円
退院時共同指導加算	600	6504円	651円	1301円	1952円
看護・介護職員連携強化加算	250	2710円	271円	542円	813円
口腔連携強化加算	50	542円	54円	108円	163円
長時間訪問看護加算	300	3252円	326円	651円	976円
複数名訪問加算(30分未満)	254	2753円	276円	551円	826円
(30分以上)	402	4357円	436円	872円	1308円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600	6504円	650円	1301円	1951円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574	6222円	622円	1244円	1867円
特別管理加算(Ⅰ)	500	5420円	542円	1084円	1626円
特別管理加算(Ⅱ)	250	2710円	271円	542円	813円
専門管理加算	250	2710円	271円	542円	813円
ターミナルケア加算	2500	27100円	2710円	5420円	8130円
遠隔死亡診断補助加算	150	1626円	163円	325円	488円

② 利用対象者:介護保険認定を受けている**要支援**の被保険者 相模原市は1単位=10.84円

○看護師・保健師・准看護師による訪問（准看護師は下記単位数に90/100を乗じた単数で計算する）

	単位数	基本料金 (10割)	負担額(1割)	負担額(2割)	負担額(3割)
20分未満	303	3285円	328円	657円	985円
30分未満	451	4889円	489円	978円	1467円
30分以上1時間未満	794	8607円	861円	1721円	2582円
1時間以上1時間半未満	1090	11816円	1182円	2363円	3545円

○理学療法士等による訪問

1回(20分) (週に6回が限度となる)	284	3079円	308円	616円	924円
2回(40分)	568	6157円	616円	1231円	1847円
3回(60分)	426	4618円	462円	924円	1385円

※1日に2回を超えて訪問を行った場合、上記単位数に50/100を乗じた単位数・料金となる。

○各種加算

要介護の被保険者と同じ

①、②共通事項

※夜間(18:00～22:00)・早朝(6:00～8:00)所定単位数の1.25倍 深夜(22:00～6:00)所定単位数の1.5倍

※「初回加算」利用開始月または2か月以上訪問中止後、再開された月に1回のみ算定されます。

※「特別管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)」厚生労働大臣が定める状態の方が対象になります。

※上記加算がご本人様、ご家族様の同意が必要な加算もあります。

○保険外費用

交通費 事業実施エリア外の訪問は5km以上10km未満300円、10km以上600円

【エリア外の距離の算出方法】ご自宅から最短の事業実施エリア外までの距離。

死後の処置 20,000円

○利用料金の算出方法 【地域区分単価】相模原市南区(4級地)1単位当たり10.84円

ひと月合計単位数(訪問時間単位+加算単位)×地域区分単価=費用合計

費用合計-(費用合計×【負担割合0.9(1割)または0.8(2割)または0.7(3割)】)+保険外費用=利用者負担額

○ひと月のサービス料金の目安(ひと月4週での計算)

費用合計_____円-(費用合計×0.____)+保険外_____円=_____円

○料金は月末締めのご合計金額を、翌月26日頃にご指定の口座よりお引き落としさせていただきます。

【医療保険による訪問看護】

利用対象者: 介護保険の対象でない方(介護保険非該当者)

介護保険の利用対象者のうち、厚生労働大臣が定めた疾患や状態の方

○保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問の場合

訪問看護基本療養費(Ⅰ)	週 3 日目まで	5,550 円/日
精神科基本療養費(Ⅰ)(看護師等、作業療法士)	週 4 日目以降	6,550 円/日
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	入院中外泊時	8,500 円/日
訪問看護管理療養費(Ⅰ)	月の初日	7,670 円/日
	月の 2 日目以降	3,000 円/日
訪問看護管理療養費(Ⅱ)	月の 2 日目以降	2,500 円/日

※准看護師による訪問の場合の基本療養費は週 3 日目まで 5,050 円/日 週 4 日目以降 6,050 円/日になります。

○各種加算

緊急訪問看護加算 (月 14 日目まで)	2,650 円
緊急訪問看護加算 (月 15 日目以降)	2,000 円
長時間訪問看護加算	5,200 円
複数名訪問看護加算(看護師・理学療法士等)	4,500 円/週 1 回
複数名訪問看護加算(准看護師)	3,800 円/週 1 回
夜間・早朝訪問看護加算	2,100 円
深夜訪問看護加算	4,200 円
難病等複数回訪問看護加算	基本療養費+4,500 円(1 日 2 回訪問)
	基本療養費+8,000 円(1 日 3 回訪問)
乳幼児訪問看護加算 (厚生労働大臣が定める者に該当する場合)	1,800 円
乳幼児訪問看護加算 (上記以外の場合)	1,300 円
24 時間対応体制加算(24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合)	6,800 円/月
24 時間対応体制加算(上記以外の場合)	6,520 円/月
特別管理加算	5,000 円/月または 2,500 円/月
退院時共同指導加算	8,000 円
特別管理指導加算	2,000 円
退院支援指導加算	6,000 円
在宅患者連携指導加算	3,000 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円
訪問看護情報提供療養費	1,500 円
訪問看護ターミナル療養費	25,000 円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	780 円/月
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円/月

※夜間(18:00～22:00)・早朝(6:00～8:00) 2,100 円、 深夜(22:00～6:00)所定単位数の 4,200 円を加算

※上記加算はご本人様、ご家族様の同意が必要な加算もあります。

○保険外費用: 交通費 通常の事業の実施地域内は無料、通常の事業の実施地域外は公共交通機関を利用する移動の場合は実費、その他の場合は事業所から 5km未満 150 円 5km以上 10km未満 300 円 10km以上 600 円

死後の処置 20,000 円

○利用料金の算出方法: ひと月にご利用総額に対しての保険証の自己負担割合分(一の位は四捨五入になります。)

○公費のご利用が可能です。

特定疾病、小児慢性など自己負担の上限があるものは提示されている金額以上の自己負担はかかりません。

【実費による訪問看護】

利用対象者:介護・医療保険を利用せずにサービスを受ける者

費用:30分 5,000円とする。

交通費:通常の事業の実施地域内は無料、通常の事業の実施地域外は公共交通機関を利用する移動の場合は実費、その他の場合は事業所から5km未満 150円 5km以上10km未満 300円 10km以上 600円

※夜間(18:00～22:00)・早朝(6:00～8:00)所定単位数の1.25倍 深夜(Ⅱ2:00～6:00)所定単位数の1.5倍

実費での訪問に関しては関連機関(医療機関、居宅介護支援事業所等)との連携を図った上で行うこととする。

10 苦情・相談窓口

当事業所の苦情・相談窓口

① えおら訪問看護ステーション

電話 042-705-1641 (FAX 042-705-1646)

時間 9:00～17:30

② お住いの市区町村の担当部署

相模原市	介護保険課	042-769-8321
町田市	介護保険課	042-722-3111
麻生区	高齢・障害課	044-965-5146

11 記録の保管

サービス提供の記録は保管し、記録の閲覧も可能です。写しが必要な場合は実費費用がかかります。交付に関しては本人及び家族に限ります。必要の場合はご連絡ください。

12 緊急時の対応

看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととします。

希望救急搬送先

病院の状況などにより、ご希望に添えない搬送先になる場合もございます。

13 リハビリテーション職員による訪問

理学療法士等による(介護予防)訪問看護は、看護業務の一環として行われるリハビリテーションを中心としたものであるため、より専門性の高い有資格者のリハビリテーション職員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)が看護職員の代わりにサービスを行います。

14 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じる事が予想される場合や変更された場合には、ご利用者様にその内容を書面にて通知し、口頭で説明をいたします。書面での直接交付が難しい場合は郵便にて書面を送らせて頂きます。同意の確認方法はサービス内容の変更および料金表の変更の場合は別紙書面の同意書でご説明、同意、交付を行います。そのほかの変更点につきまして、書面にて交付し、交付日から1月以内にご不明点などご連絡が無い場合は同意したものとみなします。

15 虐待防止に関する事項

・当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 当事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

16 留意事項

・サービスのキャンセル

ご利用者様のご都合などにより訪問看護サービスをお休みされる場合は訪問前までにご連絡ください。

ご連絡なしでのキャンセルにおいてはキャンセル料が発生いたします。

キャンセル料金

前日までにご連絡を頂いた場合	無料
当日正当な理由なく休む場合又は連絡なく休んだ場合	2,000 円

訪問担当の職員の急なお休みや交通状況により訪問担当のスタッフを変更して訪問することもございます。

・サービスの中止

ご利用者様の状態が健康上に問題がある場合、サービスを中止することがあります。また急な体調不良など認められた場合はサービスを中止するとともにご家族様、または緊急連絡先に連絡し、必要な措置を適切に行います。ご利用者様に他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかな場合は速やかに申告してください。改善するまではサービスの利用が難しい場合があります。

- ・介護保険でのご利用時は介護保険証を確認させていただきます。変更の際は必ずご連絡をください。
- ・医療保険でのご利用時は医療保険証、公費受給者証など毎月確認をさせていただきます。
- ・担当職員がお休みした場合は代行職員が代わりに訪問します。（訪問時間、曜日は相談）また職員の入れ替わりにおいては業務の引き継ぎのために同行訪問させていただく場合がありますの、ご了承ください。
- ・訪問職員は身分証を携帯するようにしています。
- ・交通状況、訪問時のトラブルなどにより予定の訪問時間を過ぎてしまうことがあります。10分以上遅れる際にはご連絡をいたしますので、ご了承ください。